2 f 鉛中毒予防規則

設備等	鉛業務 / 作業	イ 鉛の製錬・精錬	ロ 銅等の製錬・精錬	ハ 鉛蓄電池	ニ 電線等	ホ 鉛合金等	ヘ 鉛化合物	ト 鉛ライニング	令別表4第8 含鉛塗料のかき落し等	令別表4第9 鉛装置内業務	令別表4第10 鉛装置の解体	令別表4第11 転写紙	チ 含鉛塗料等	リ はんだ付け	ヌ 釉薬	ル 絵付け	ヲ 焼入れ等	令別表4第17 文選・植字
局所排気装置またはプッシュプル型換気装置および用後処理装置	焙焼	⊗																
	焼結	⊗																
	溶鉱	⊗	⊗															
	転炉		⊗															
	溶融	●	⊗	●	○	●	●	○					⊗				●	
	鋳造(込)	●		●		●	●						○				●	
	焼成	⊗	⊗				⊗											
	粉砕	●	●	●			●						●					
	破砕	●							○		○							
	混合	●	●	●			●						●					
	ふるい分け	●	●	●			●						●					
	容器詰め	●	●	●			●											
	加工			○		○												
	組立て			○														
	溶接			○		○		○	○		○							
	溶断			○		○		○	○		○							
	切断			○		○												
	練粉			●			●						●					
	煆焼						⊗											
	攪拌						●											
	溶着							○										
	溶射							○										
	蒸着							○										
	仕上げ							●										
	加熱								○									
	圧延								○									
	粉まき等											●						
	はんだ付け													○				
	施釉														○			
	絵付け															○		
作業主任者		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※							
測定および評価		※	※	※	※	※	※	※	※		※						※	
健康診断		②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	①	①	①	②	①

注1）⊗印は，当該装置および当該装置に設置を規定した局所排気装置またはプッシュプル型換気装置に用後処理装置の設置を規定している
2）●印は，当該作業場に局所排気装置またはプッシュプル型換気装置および用後処理装置の設置を規定しているもの
3）○印は，当該作業場に局所排気装置またはプッシュプル型換気装置の設置を規定しているもの
4）※印は，選任，実施について規定しているもの
5）健康診断欄については，①は1年以内ごとに1回，②は6カ月以内ごとに1回定期に実施する必要があることを示したものである